

# 館山市学校再編基本指針



2010年  
館山市教育委員会

## まえがき

館山市教育委員会では、児童・生徒たちに良好な教育環境を提供するためには、どの程度の学校規模で教育が行われるのが望ましいか、また、それを実現するためにはどのような課題があるのかなどを検討するために、平成20年6月に学識経験者、市議会議員、PTA関係者、学校関係者、一般市民の公募者14名からなる「館山市学校再編調査検討委員会」を設置し、小・中学校の適正規模及び配置の基本的な考え方や再編にあたり配慮すべき事項について意見集約をお願いし、平成21年3月に答申を頂いたところであります。

地域の皆さまにとって学校とは、地域の歴史や文化・伝統とともに地域の人々に支えられて今日に至っており、今でも地域の中核であり、財産であるという認識があります。教育効果の視点から見ても、地域ならではの工夫や努力を重ね、特色ある教育成果を挙げているのも事実であります。しかしながらその反面、少子化の進行による学校規模の小規模化に歯止めが掛からない現状において、将来を見据えた適切な対応を考えることは喫緊の課題であると考えます。学校再編の議論はもはや避けられない問題であり、児童・生徒の健やかな成長を常に願う大人として真剣に取り組むべき大きな宿題であると考えています。

館山市教育委員会では、館山市学校再編調査検討委員会からの答申内容を尊重しつつ、児童・生徒数の減少などを背景とした館山市が抱える学校の小規模化による課題に対応すべく、ここに「館山市学校再編基本指針」を定めました。

再編を進めるうえでは、新たな予算措置等を講じる必要が想定されますが、厳しい財政状況のなか、限られた財源を有効に活用し、最大の効果が挙げられるよう努力してまいりたいと考えています。

今後はこの基本指針に基づき、地域・保護者・市民の皆さまのご理解とご協力のもとに、中・長期的な視点にたち、未来の館山を担う館山の宝である児童・生徒たちにとって良好な教育環境の確保に努めて参ります。

館山市教育委員会

## I 館山市学校再編基本指針とは

### 1 館山市学校再編基本指針の位置づけ

社会情勢の変化や児童・生徒数の減少などを背景とした教育の諸課題に適切に対応し、地域の特性やニーズを踏まえ、中・長期的、全市的な観点から学校規模の適正化を図るべく、学校再編について検討すべきと判断をするための基準として位置づけ、併せて、館山市の教育の充実・振興が図られるよう教育環境の整備や学校の活性化などを推進するものです。

「館山市学校再編基本指針」（以下「基本指針」といいます。）は、館山市学校再編調査検討委員会（以下「検討委員会」といいます。）から提出を受けた答申書の内容を尊重し、館山市の小学校の現状、学校規模適正化の必要性、今後の学校づくりなど小学校の適正規模及び配置の在り方等についての「基本的な考え方」をまとめたものです。中学校においては既に昭和50年代半ばに大規模な再編を完了しており、これ以上の再編については教育委員会として現在想定しておりません。

今後はこの基本指針に示された基準値をもとに小学校の再編について協議・検討を進めていくこととなります。

この基本指針は、平成22年度より適用され、特に期限を定めませんが、今後地域を取り巻く環境の変化や国・県の教育制度の動向等に合わせて、必要に応じ適宜見直しを行っていくこととします。

## II 小学校における適正規模について

### 1 検討委員会からの答申

小学校における適正規模については、検討委員会からは以下の3項目につき答申されました。（答申要旨を記載）

#### (1) 1学級における適正規模について

⇒1学級における適正規模については、少子化が進む地域性や児童・生徒にとって最も相応しい教育環境を考慮した結果、館山市としての1学級あたりの人数は、20人前後の学級編制が理想であり望ましい。

#### (2) 1学年複数学級の編制について

⇒1学年における学級編制については、クラス替えが行える1学年複数学級の編制がより望ましい。

#### (3) 複式学級の解消について

⇒複式学級は教育効果として必ずしもマイナス部分だけではないということは理解をすることであるが、学習面において異なる学年が1つの教室で授

業を受ける環境は、本来児童・生徒が受ける教育環境としては好ましいものといえない。従って、児童・生徒が受ける教育環境の是正という観点から、複式学級の編制は解消することが望ましい。

なお、小学校における適正規模については、上記3項目及び現状並びに将来推計を基に総合的に判断し、今後策定されるであろう再編計画等に出来る限り反映されることを望むものである。

## 2 学校規模における課題について

現在の館山市の小学校で適正の規模を満たす学校は、全11校中、2校（北条小・館山小）のみで、その他9校は小規模校又は過小規模校となります。

少子化が進み将来的に児童・生徒の数が減少していくことが想定されるなか、一定規模の数の確保がさらに困難になることが想定されます。

(1) 小規模な学校には次のような課題があります。

- ◎クラス替えがないまま進むため、同じ集団の中で互いの評価が固定化しやすく、児童・生徒同士の人間関係がつまづいた場合にその修復に向けた対応が難しくなります。
- ◎修学旅行や校外学習など引率が必要な学校行事の実施や校内で教職員それぞれの担当する校務が多くなること、さらには危機管理の面など小規模校では課題があります。
- ◎少人数では学校行事での盛り上がり欠けることや男女の比率に偏りが出やすくなる。また、極端に人数が少なく複式学級を編制している学校においては、学習面において異なる学年が1つの教室で授業を受ける環境は、本来児童・生徒たちが受ける教育環境としては好ましいものではなく是正が必要です。

小規模な学校では、児童・生徒一人ひとりに目が行き届き、緊密な人間関係がつけられるといった良さがあげられます。市内の学校ではこのような良さを活かしながら、小規模ゆえの課題を克服する教育を行っています。しかし、このような各学校の取り組みだけでは十分に克服することが難しく、それを克服するため、一定の規模を確保して、次のような教育環境を整えていくことが必要であると考えます。

(2) 一定の規模を確保して行えること

- ◎学校では、グループ別学習や運動会・各種発表会など一定の集団を前提とする教育活動があるが、このような集団による学習効果が展開できやすくなります。
- ◎1クラスの授業だけにとどまらないで、学級の枠を超える学習集団を編成し、児童生徒の理解度に応じた少人数のグループに分けるようなことや、音楽や体育、総合的な学習の時間などで合同した授業を持つことなどが可

能となります。

- ◎学年・教科において複数の教員が配置されていることにより、教材研究や学級・学年経営に関して教員相互の共同した取り組みができるようになります。
- ◎児童・生徒同士や児童・生徒と教員間など、人と人との多様な関わりを通じて、互いに理解し切磋琢磨しながら社会性を習得するのに効果的な集団規模が形成されます。

### (3) 一定規模の必要性

これからの学校教育は、児童・生徒が、自ら学び、自ら考え、解決する力を養う教育を目指すことが求められています。同時に、基礎・基本の徹底と知・徳・体のバランスのとれた教育により、豊かな人間性とたくましい体を育むとともに、社会の変化や多様性に対応できる確かな学力の定着を図る必要があります。そのためには、児童・生徒が教育を受ける「現場」である学校は、一定の規模を有し、効果的な教育活動が展開されることが望まれます。

## 3 学校規模における基本的な考え方

検討委員会からの答申内容並びに学校規模における課題につき協議・検討した結果、以下の2項目を学校規模の基本的な考え方とします。

### (1) 学級編制の考え方 ⇒ 1学級あたりの人数

教育活動の実施にあたって一定数の児童・生徒を単位とする学級を編制することを前提に、法令で1学級の児童・生徒数の標準を定めています。（「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」）具体的には、1学級の児童・生徒数の標準を40人として各学年の学級を算出し、その学級数に応じて、その学校の教職員の総数が決まる仕組みです。

従って、答申された「1学級あたりの人数は、20人前後の学級編制が望ましい」という指摘については、法的な縛りがあり現実的な対応が難しいため、館山市では学校の設置や教職員配置に関する基準等を定める現行制度を基本とします。

### (2) 学校規模の考え方

法令上や制度上の仕組みでは、教育活動の多くの場面が、原則として同学年による学級を単位として行われており、教育活動の担い手である教職員も学級数を基礎とした配置定数によっているなど、学校規模を考える基本は、学級の数によるものといえます。

「学校教育法施行規則」では、「12学級以上18学級以下を標準とする」という考え方が示されており、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令」でも適正な規模の条件として「学級数がおおむね12学級から18学級までであること」としています。このことから、一定の規模を確保して児童・生徒の教育環境を整えることが、より現実的でかつ合理性があると考え、館山市における学校の適正規模も、国の基準に基づき12～1

8学級とすることを理想的な目標値とします。

しかしながら館山市のような少子化が進む地方都市には適合しにくい基準でもあり、地域の実情に応じた弾力的な再編を進めます。

#### 4 学校再編を検討するうえでの学校規模の基準値

前記した学校規模における基本的な考え方をベースとして、館山市における学校再編を検討するうえでの基準値を以下のとおりとします。

この基準を下回った場合は、再編について協議・検討していくこととします。

### 学校規模における館山市の考え方

将来推計値（基準日：毎年5月1日 学校基本調査による児童・生徒数及び住民基本台帳による0歳児から5歳児の登録数により算出）により1学校あたりの児童・生徒数が90人を下回ることが想定される場合は、地域の皆さまとともに再編につき協議・検討を行っていきます。

#### <考え方の根拠>

◎ 検討委員会から提出された答申内容では、1学級あたりの人数は、20人前後の学級編制が理想であり望ましいと指摘を受けていますが、法的には1学級の人数は40人と位置づけられています。館山市では法的基準値の確保に向け努力するとともに、少子化に伴う児童・生徒数の減少や就学対象となる児童・生徒数の地域の隔たりなども考慮し、以下の根拠により算出しました。

- (1) 1学級あたりの児童・生徒数は国の基準による40人を基本とします。
- (2) 地域の実情により国の基準値に到底満たない場合について、効果的な集団規模での教育活動が最低限確保できると想定される人数を1学級あたり15人としました。

## Ⅲ 再編をするうえでの学校配置の考え方

### 1 検討委員会からの答申

再編をするうえでの学校配置の考え方については、検討委員会からは以下の2項目につき答申されました。（答申要旨を記載）

#### (1) 通学距離について

⇒国の規定においては、通学距離が小学校にあつては概ね4km以内、中学校にあつては概ね6km以内とされているが、出来る限り児童・生徒に負担が掛からないような、児童・生徒にとって、利便性のある学校の配置について検討されることを強く要望する。

## (2) 地域の関わりについて

⇒今後、再編における学校配置を検討するうえで、単に地理的・距離的な部分だけで配置を検討するのは、再編を進めるうえで障害になると考える。配置については、地域の歴史や文化・伝統を踏まえたなかで、検討されることが望ましい。

## 2 学校配置を検討するうえでの基本的な考え方

望ましい学校規模を確保するためには、通学上の安全確保などの条件を十分に検討することを前提としながら、既存の学校配置を見直すことが必要と考えます。その際、学校規模や学校配置の改善の方策としては、一般的に隣接する学校との通学区域（学区）の見直しによる調整も考えられますが、館山市においては、多くの学校が小規模であり、通学区域（学区）の調整のみによって、将来的に安定的な望ましい規模の確保は難しいことから、再編を軸として考えるのが妥当と考えます。

その際には、検討委員会からの答申にもあります地域の歴史や文化・伝統を踏まえたなかで、地域住民との協議の場を持ちながら最終的に決定していきます。

# IV 再編をするうえでの配慮すべき事項

## 1 検討委員会からの答申

再編をするうえでの配慮すべき事項については、検討委員会からは以下の6項目につき答申されました。（答申項目のみ記載）

- (1) 再編を進めるうえでの児童・生徒たちへの配慮
- (2) 再編時の通学支援及び安全面への配慮
- (3) 保護者及び地域社会への配慮
- (4) 再編時に伴う学校施設の利活用
- (5) 再編における教育予算に対する配慮
- (6) 再編における小中一貫校の検討

## 2 再編を進めるうえでの基本的な考え方

学校再編を行う場合は、望ましい学校規模を確保することによって、教育内容の一層の充実が図られる必要があります。その際には、学校規模だけではなく、通学区域（学区）、通学距離、通学経路、学校施設の状況、さらには学校が果たしてきた地域での役割や実現に向けた財政的な裏づけなどについて、総合的な検討を加えていかなければなりません。よって、学校再編を進めるうえでは、特に次の6項目につき市長部局と連携を図りながら進めていきます。

### 1. 通学区域の設定

法令では、「通学距離が小学校にあってはおおむね4km以内、中学校においてはおおむね6km以内」としています。これは、学校設置の際の上限を目安で示したものと解しますが、小学校低学年の通学時の負担という点にも配慮しなければなりません。再編に伴い、新たな通学区域を設定する場合は、現行制度の見直し（指定学区の緩和措置や補助制度の再検証等）も含め、出来る限りの配慮を行います。

### 2. 通学上の安全

再編にあたっては、交通量の多い道路の横断を行わなければならない通学区域の設定や学区の広がりによる通学経路の見直しも想定されます。その際には、通学上の安全に伴う予算の確保に努めるとともに、保護者や地域と協力・連携をしながら、不審者等に対する対策も含め通学にかかる安全の確保に十分配慮します。再編に伴い、新たな予算措置が生じることが想定されますが、限られた財源を有効に活用しながら対応していきます。

### 3. こころのケア

再編にあたっては、再編する学校規模により、「受け入れる側」と「受け入れられる側」という意識が起きる懸念があり、このことが児童・生徒に悪影響を与えることが想定されます。関係者が一体となって新しい学校をつくるという視点にたち、準備段階はもとより、再編後の児童・生徒へのケア対策に配慮します。

### 4. 学校と地域の関係

学校は地域の発展と深い関わりがあり、学校の再編を進めることになれば、学校数が減少し、地域との関わりが希薄になることが懸念されます。再編にあたっては、学校の教育的役割のみならず、学校が地域で果たしてきた歴史的・文化的役割や公共的施設としての機能等の地域事情にも配慮しなければなりません。そのためには、児童・生徒数や学級数等の将来推移、学校の小規模化に伴う問題点等について、保護者や地域住民に丁寧に説明し、再編の必要性について共通の理解を深めながら進めていきます。

### 5. 学校施設の利活用

再編後の学校施設の利活用については、現状の災害時の地域の避難拠点としての機能を引き続き確保するとともに、地域住民の意向を十分に汲み取りながら、地域活性化対策も含めたなかで、地域の新しい拠点となるような活用方法につき、市長部局と連携を図りながら計画づくりを進めていきます。



## 6. 新たな学校づくりに向けて

次世代の教育像を視野に入れ、小中一貫教育構想など、新しい教育の理念と学校づくりについて、調査・研究を行うとともに実現に向け努めていきます。

## V 学校再編への取り組みと今後の進め方

### 1 学校再編への取り組み

学校は、地域のシンボリック的存在で長年の歴史が刻まれており、学校再編の推進に際しては、特に地域住民をはじめ関係者の理解とコンセンサス（合意）が求められています。学校再編の進め方については、この指針に示した基本的な考え方・基準値等に従い、地域住民の意向を十分踏まえ、中・長期的に館山市全地域を対象とし推進していきます。また、再編にあたり小学校に隣接する幼稚園に対する将来像についても、疑義が生じる事が想定されるため一体的な協議・検討が必要であると考えています。

具体的な再編に向けた計画の策定にあたっては、児童・生徒の成長を促す最も有益な選択を第一義に、保護者や地域住民などの関係者へ、十分な説明・協議を行い進めるとともに、地区懇話会や教育委員会での協議内容については、原則公開とし、市教育委員会のホームページなどを通じて、積極的に保護者、市民に対し情報提供を行っていきます。

### 2 今後の進め方

児童・生徒の将来推計値が学校規模の基準値（1学校あたりの児童・生徒数90人）を下回る学校について順次段階的に協議・検討をスタートしていきませんが、教育環境の是正という観点及び財政負担の分散を考慮し、1ステップとして複式学級を編制している児童・生徒数50人を割る小規模校から協議を進めていきます。

また、再編について協議・検討を行う地域においては地区懇談会や再編検討委員会等の組織を立上げ、関係者との十分な協議時間を確保し理解を得ながら進めていきます。

さらに、実現可能であれば国の適正規模の基準である12～18学級（1学年2学級以上）編制での再編についても検討していきたいと考えます。

なお再編を進めるにあたり、既存の学校施設、設備を最大限有効活用し、新築は行わないものとします。

<再編を進めるうえでの流れ>

